

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1023 号（諮問第 1690 号）

件名：試験問題（障害、知的障害、精神障害、学習障害、統合失調症、気分障害に関する分のみ）の不開示（存否応答拒否）決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 12 月 13 日

2 原処分

平成 29 年 12 月 27 日（不開示（存否応答拒否）決定）

愛知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、別記に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 10 条（当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 1 月 10 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 7 日

5 答申

令和 4 年 10 月 26 日

6 審査会の結論

人事委員会が、本件請求対象文書について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、人事委員会が実施する試験における、障害、知的障害、精神障害、学習障害、統合失調症、気分障害に関

連する出題がなされた部分であると解される。

実施機関は、本件請求対象文書を条例第 10 条に該当するとして存否応答拒否による不開示としている。

(3) 条例第 10 条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第 10 条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第 7 条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方に基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について、以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体の情報が、公にすることにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めた条例第 7 条第 6 号により保護すべき情報に当たるとして、条例第 10 条に該当すると決定している。よって、当該情報の条例第 7 条第 6 号該当性について、以下判断する。

(7) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

(イ) 実施機関によれば、一般事務職の他、幅広い分野の専門職を採用選考しており、これらの試験問題を実施機関独自に作成することは費用面で極めて困難であることから、地方公共団体等の採用試験の問題等の作成及び提供を行うこととしている公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から、非公表を前提として試験問題等の提供を受けているとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された試験問題の提供に関する資料を確認したところ、非公表を前提とする旨記載されていることが認められた。

また、当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、当該請求内容の試験問題が出題されたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることは、公表している出題分野より詳細な出題内容の類推を可能にするものであることから、非公表を前提として試験問題を提供しているセンターとの信頼・協力関係を損ねることになり、今後の愛知県における採用試験の円滑かつ適切な遂行が著しく困難となるおそれがあると認められる。

よって、本件存否情報は条例第7条第6号に規定する不開示情報であると認められる。

ウ したがって、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第7条第6号に規定する不開示情報を開示することとなることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

エ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件不開示決定の条例第10条該当性については、前記ウにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

試験問題（障害、知的障害、精神障害、学習障害、統合失調症、気分障害に関する分のみ）